

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 5〕 労働基準法に定める労働時間等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法上の労働時間に関する規定の適用につき、労働時間は、同一事業主に属する異なった事業場において労働する場合のみでなく、事業主を異にする事業場において労働する場合も、通算される。
- B 労働者が使用者の実施する教育、研修に参加する時間を労働基準法上の労働時間とみるべきか否かについては、就業規則上の制裁等の不利益な取扱いの有無や、教育・研修の内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的な支障が生ずるか否か等の観点から、実質的にみて出席の強制があるか否かにより判断すべきものである。
- C 労働基準法第32条の2に定めるいわゆる1カ月単位の変形労働時間制については、いわゆる労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより同条記載の一定事項について定めをすることが要件とされており、同法第38条の4に定めるいわゆる労使委員会の委員の5分の4以上の多数による議決による決議によってこれを行うことは認められていない。
- D 労働基準法第32条にいう「労働」とは、一般的に、使用者の指揮監督のもとにあることをいい、必ずしも現実に精神又は肉体を活動させていることを要件とはしない。したがって、例えば、運転手が2名乗り込んで交替で運転に当たる場合において運転しない者が助手席で休息し、又は仮眠をとっているときであってもそれは「労働」であり、その状態にある時間は労働基準法上の労働時間である。
- E 労働基準法第34条に定める「休憩時間」とは、単に作業に従事しないいわゆる手待時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいう。

(平成26年本試験問題より)

社労士独学道場 講師からの応援メッセージ
Vol.6 過去問ちょっとやってみよう！ 労基編

〔解答〕 C

- A ○ 法38条1項、昭和23.5.14基発769号。
- B ○ 法32条、昭和63.3.14基発150号・婦発47号。
- C × 法32条の2,1項、法38条の4,5項。
- D ○ 法32条、昭和33.10.11基収6286号。
- E ○ 法34条、昭和22.9.13発基17号。